明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　二
〔府　令〕
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八二）　二
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（同八三）　三
〔府令・省令〕
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第十四条に規定する情報の提供に関する命令（内閣府・厚生労働一二）　四
○国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（内閣府・国土交通六）　四
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三四）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同三五）　四
○出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令の一部を改正する省令（同三六）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（同三七）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令を廃止する省令（同三八）　四
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（同三九）　四
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一五）　五
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同一六）　五
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同一七）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四五）　五
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同一四六）　五
○放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（国土交通九五）　五
○軌道運転規則及び無軌条電車運転規則の一部を改正する省令（同九六）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同九七）　五
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（同九八）　六
〔告　示〕
○国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項（内閣府三〇八）　六
○法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（内閣府・法務二）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務五七三）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件の一部を改正する件（同五七四）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件の一部を改正する件（同五七五）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同五七六）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同五七七）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（同五七八）　六
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同五七九）　六
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務三九六）　六

（以下次のページへ続く）